別紙2

**（仮称）JR三ノ宮新駅ビル内 神戸医療産業都市連携施設整備に関する**

**サウンディング型市場調査**

**守秘義務の遵守に関する誓約書兼守秘義務対象資料の提供依頼書**

年　　月　　日

|  |
| --- |
| 所在地 |
| (代表)企業名 |
| 担当部課 |
| 担当者名 |
| 電話 |
| Ｅメール |

当社は、今般、神戸市（以下、「市という。」）が令和7年7月に公表した「（仮称）JR三ノ宮新駅ビル内 神戸医療産業都市連携施設整備に関するサウンディング型市場調査」（以下、「本調査」という。）について、本調査のサウンディングへの参画を検討すること（以下、「本目的」という。）を目的に、守秘義務対象資料の提供を受けることを希望します。

なお、資料の提供を受けるにあたり、当社は、下記事項を遵守し秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

1　当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

2　当社は、当社の代理人、補助者その他の者に守秘義務対象資料を開示しようとするときは、事前に市の承諾を受けます。資料提供先への資料提供は、市の事前承諾を受けた場合及び開示の相手方に本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約させた場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定めるほか、第三者に提供しません。

第3条（善管義務）

当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを誓約します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下、「法令等」という。）により市に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ法令等により当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、当社又は当社を含むグループが本調査に参加し、サウンディングに参加した場合のほか、本目的検討の結果、サウンディングの実施に至らなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、及び第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者が本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄又は消去）

当社が、本目的検討の結果、本調査のサウンディングの実施に至らなかった場合、受領した守秘義務対象資料は、第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者に提供された資料及びこれらの写しも含めて全て速やかに破棄又は消去することを約束します。また、守秘義務対象資料を破棄又は消去した場合は、第1条に基づいて当社から資料提供を受けた者による廃棄又は消去も含め、任意の様式により、実施日及びその手段等について、速やかに市に報告します。